

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年10月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第20号

中央公民館保内別館駐輪場において発生した自転車破損事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月30日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted Name and Address]

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和2年8月22日午後5時00分頃、八幡浜市保内町宮内1番耕地127番地中央公民館保内別館の駐輪場において、同建物外壁の一部が老朽化により剥落し、駐輪中の相手方自転車に損害を与えた。
このため、自転車の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。
- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 7,260円

